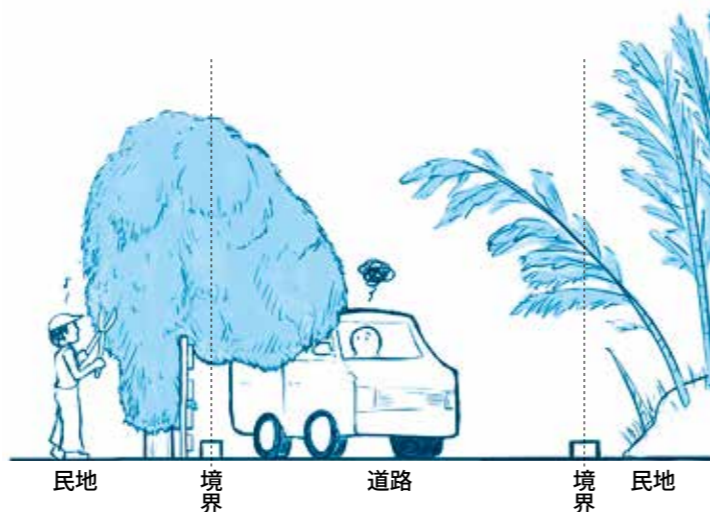


# 道路上に張り出している 樹木等の適正管理のお願い

所有する土地から道路や隣接地への倒木や枝の張り出しにより、家屋等に被害が出たり通行中の車両が破損したりする事故が発生しています。これらのことが原因で道路上で事故が発生した場合、**当該樹木の所有者が損害賠償責任を問われることがあります。**道路や隣接地への倒木の恐れがあるもの、道路へ張り出した枝等については、**土地所有者が責任を持って適正な管理をお願いします。**



- ※台風や大雪などの緊急時の災害対応に限り、個人等の所有木を切る場合があります。
- ※作業するときには、通行車両、自転車、歩行者の安全確保と樹木からの転落防止などに十分気をつけてください。
- ※電線、電話線等がある箇所での作業は、設備を破損させる可能性がありますので、事前に最寄りの東京電力、NTT等の電線の管理者に連絡し、立会いのもとで行ってください。

問 建設環境課 ☎ 65-1539

## 荒川図画コンクール作品募集

河川美化、愛護の意識や河川への意識を啓発するため、荒川の風景画を募集します。入賞者には応募していただいた絵をスタンドにして贈呈しますので、ぜひご応募ください。

対象 | 小学生  
期間 | 7月1日(水)～9月15日(水)  
題材 | 荒川流域の川やダム風景

申込み | 荒川上流河川事務所HP「令和2年度荒川図画コンクール」ページをご覧ください。  
[https://www.ktr.mlit.go.jp/arajo/arajo\\_index031.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/arajo/arajo_index031.html)

問 荒川図画コンクール実行委員会事務局 (荒川上流河川事務所調査課)  
☎ 049-246-6360

## 比企広域市町村圏組合職員募集

職種 | 一般事務職  
人数 | 若干名  
資格 | 大学、短大、高校を卒業した方または令和3年3月までに卒業見込みで、次の年齢要件を満たす方  
(大学) 平成6年4月2日以降に生まれた方  
(短大) 平成8年4月2日以降に生まれた方  
(高校) 平成10年4月2日以降に生まれた方

試験日 | 10月18日(日) (第1次)  
受付 | 9月7日(月)～11日(金) 9時～17時  
比企広域市町村圏組合総務課 (比企広域消防本部内)  
※受験案内は、組合総務課及び管内市町村役場にあり。また、比企広域市町村圏組合HPからもダウンロードできます。

問 比企広域市町村圏組合 総務課  
☎ 23-9331

# 地域の経済をサポートする 地域商品券を配布します

町では、新型コロナウイルス感染症の影響に対する家計への支援と、落ち込んだ個人消費の喚起、町内の商工業者が受けた経済的な打撃の回復及び地域経済活性化の支援などを図るため、「地域商品券」を配布する準備を進めています。

- 配布対象者  
令和2年8月1日現在、ときがわ町に住所を有する方全員
- 配布する商品券の金額  
1人あたり1万円 (額面500円×20枚)
- 配布方法  
8月下旬までに世帯主の方あてに世帯全員分の商品券を送付
- 商品券の利用可能期間  
令和2年9月1日(水)～令和3年2月28日(日)

- 利用できない店舗など  
ときがわ町内の地域商品券取扱い加盟店でご利用いただけます。商品券に同封するチラシ及び町HPなどでお知らせします。
  - 商品券が利用できない商品  
不動産や金融商品  
たばこ
  - ・ 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
  - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する風俗関連特殊営業において提供される役務
  - ・ 国税、地方税や使用料などの租公課
  - ・ その他、加盟店が取扱いを不可とした商品等
- ※他店の押印などがある場合(使用済み)や、証券番号の滅失、券面の3分の1以上が滅失している場合もご利用いただけません。

## 取扱い加盟店を募集!

- 1) 注意ください  
この商品券には「おつり」ができません。商品券の紛失、盗難、滅失、破損などに関しては利用者の責任となります。
- ・ ご利用の際の商品・サービスなどについて返品、瑕疵その他の問題が生じた場合には、取扱い加盟店との間で解決していただくものとします。
- ・ 商品券が偽造、変造されたものでないことの確認が困難な場合、取扱い加盟店は当該商品券の取扱いを行わない場合があります。
- ・ この商品券は、交換、譲渡、売買、再利用を禁止します。

## ■ 加盟の手続

「令和2年度ときがわ町地域商品券取扱い加盟店登録申請書兼誓約書」を問い合わせ先に提出してください。書面の内容を確認した後、事業に必要な書類などを送付します。

■ 加盟店の登録申請受付期間  
令和2年7月31日(金)まで

※7月31日以降も随時受付しますが、チラシ等への掲載ができない場合があります。

## ■ 加盟店登録料

無料

## ■ 商品券の換金手続先

取次金融機関(埼玉縣信用金庫都幾川支店)での手続となります。

## ■ 換金手数料

無料

## ■ 換金の期限

令和2年9月1日(水)～令和3年3月15日(月)

## ■ その他

PRグッズとして本事業のチラシ、加盟店証ステッカーを配布する予定です。

## 問い合わせ先

観光推進室 ☎ 65・1584